

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、第6次敦賀市総合計画後期基本計画の「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの敦賀市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

基本理念

子どもたちの成長をみんなで支えあうまちづくり



2 基本的な視点

本市の出生数は減少傾向にあり、平成30年の出生数は479人と平成25年と比較して約3割減少し、今後、人口減少と高齢化が急速に進むことが懸念されます。

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達を保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、健康・福祉・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援を行います。

3 基本目標

(1) 教育環境・保育環境・生活環境の整備

核家族化や共働き家庭の増加など社会状況の変化によって、幼児教育や保育へのニーズが高まっています。このようなニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実に取り組んでいきます。

本市においては、老朽化した施設が多いことから、施設の改修や統廃合を含めて施設整備の検討を行います。

就学児童、就学生徒へは地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい学校教育の環境整備を進めます。

また、安全で安心した出産や子育てができるよう生活環境の整備とともに、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組み、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(2) 親と子の健康づくりの充実

子どもと親が健やかに暮らし、また安心した子育てのためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として支援が必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、健やかに成長するうえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、思春期の保健対策、食育の推進など、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組めます。

(3) 子育て家庭への支援体制の充実

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境づくりに努めていきます。

多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、相談・情報提供や子育て家庭の経済的な負担の軽減にも取り組めます。

また、家庭と地域の教育力向上のため、身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進しながら、子どもや保護者が参加して交流できる場づくり、市民団体や関係機関との連携による総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

(4) 支援が必要な子ども・家庭への支援体制の推進

子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者が健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。また、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや児童虐待の防止対策、地域ぐるみの防犯対策に努めます。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

(5) 仕事と子育ての両立支援

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要であり、その必要性を広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。また、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に合わせて、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要であり、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

子どもたちの成長をみんなであうまちづくり

